

インドネシアにおける「危機」の継起 (I)

安 中 章 夫

はじめに

- I 「危機」枠組の適用について
- II インドネシアにおける「問題」、「危機」、「対処」
 1. 独立以前
 - (1) 蘭印統治期 (1901~1942)
 - (2) 日本軍政期 (1942~1945)
 2. 独立革命
 3. インドネシア共和国
 - (1) 「議会民主制」
 - (2) 「指導民主制」
 - (3) 「新秩序」

(以上、本号)

むすび

はじめに

インドネシア共和国の政治史については、これまでいくつかのすでに古典ともいえる著作がある。G・McT・ケーヒン、H・フィース、そしてD・S・レヴのものはその代表的なものであろう^(注1)。これらの著作はすべて特定の時期、たとえば革命期、議会民主政期といったように、ひとつのまとまりをもった“段階”ないしは“局面”を対象としており、その限りでは細部にわたって詳しく、また用いられた枠組も妥当性を主張しえたのであった。もとより政治史の記述としては貴重な努力であり、方法もオーソドックスで、これら“古典”の裨益するところは絶大といわねばならない。しかしながら、いま9・30政変を契機として展開した過去いく年かの事態をみると、改めて何かひとつの“時代”が終わり新しい“時代”が発足した、

あるいは何かひとつの“サイクル”が完了したという感じを抑えられないのである。そこで、もしこの感触に執着するならば、個々の“局面”ないしは“段階”を個別にとりあげ、意味づけるのではなく、全“局面”(段階)を一連の過程として新たに意義づける視角が必要であろう。そのような視角への欲求と探究からして、筆者は、L・バインダーその他の提示した「政治発展における危機と継起」^(注2)なる枠組を援用できはしないか、と考えた。

したがって、以下の論述は、「危機」の枠組に基づいて、インドネシアの政治展開に再解釈をほどこす試みとあってよく、併せて、いわゆるスハルト「新秩序」の境位を明らかにする狙いをもっている。

なお、この小論はもともと、アジア経済研究所「インドネシアの政治変動」研究委員会(昭和47~48年度)の報告の一部分をなすものである。事情により単独で発表されることになり、このため判りにくい点も少なからずあると思われるが、了承を乞いたい。

(注1) Kahin, George McT., *Nationalism and Revolution in Indonesia*, Ithaca, Cornell Univ. Press, 1952; Feith, Herbert, *The Decline of Constitutional Democracy in Indonesia*, Ithaca, Cornell Univ. Press, 1962; Lev. Daniel S., *The Transition to Guided Democracy; Indonesian Politics, 1957-1959*, Ithaca, Modern Indonesia Project, Cornell Univ., 1966.

(注2) Binder, L., J. S. Coleman, J. LaPalombara, L. W. Pye, S. Verba, M. Weiner, *Crises and Sequences in Political Development*, Princeton, N. J., Princeton Univ. Press, 1971. 本書の要約紹介はアジア経済研究所所内資料, 梅沢, 土屋, 安中「政治発展における危機と継起」(昭和48年7月)にある。

I 「危機」枠組の適用について

さて、「危機」枠組をいま援用するとして、この枠組はいったい直ちに適用できる形で提供されているだろうか。この点について少し検討してみたい。

まず、「危機」枠組の基底になる主要な仮定は次のようにまとめられる。

(1) 政治的近代化の中核的な要素は「平等」、「分化」、「能力」の三つである。つまり、これら三つの要素が近代化の駆動力であり、政治的近代化の度合を示す。

(2) 近代国民国家の形成にとって、五つの「問題」が不可避の課題である。「アイデンティティ」「正当性」「参加」「浸透」「配分」がそれにあたる。

(3) 「危機」——各「問題」が重大化したときこれを「危機」と名づけるとして——が生起する順序とそれらへの対処(処理)の仕方が、当該政治体系に永続的・決定的な影響を及ぼし、体系の性格を規定する(注1)。

ここで、これら三つの基礎仮定が西欧における国民国家形成の歴史から導きだされていることは、容易に推測できる。そして、それが普遍的な妥当性をもつのは、L・パイのいう「世界文化」(world culture)の否応のない波及が前提されている故である。

ところで、これら三つの仮定のうち第1および第2については既出の紹介論文で検討されてもい

るので、ここでは次の諸点を指摘するにとどめたい。すなわち、S・ヴァーバがいうように第1仮定は、結局のところ「政治的発展」とは何かという難問あるいは「近代国民国家」とは何かという難問に直接関わっており、しかもそこには操作性の点できわめて厄介な問題が含まれている。「平等」とか「分化」とか個々の指標が仮りに測定できたとしても、三者の統一的・合成的な測定は、つきところ主観的なウエイトづけをまたねばならないだろう。たとえば、「平等」は増進したが「能力」は減少した(またはこの逆)といったトレード・オフ関係は、過去の国民国家の形成過程で多く認めうる事象であるし、ある時期での「平等」の抑圧が次の時期(段階)における「平等」増進の必要前提条件をなしたと認められる場合もある。したがって、この「発展」の評価に関する筆者の立場は、インドネシアの歴史的与件(historical givens)のもとで、一般に国民国家の形成過程に認めうる蓋然性を考慮しつつも、印象的・主観的に評価をくだすことにならざるをえない。このことは本論の目的のひとつでもある新秩序の境位を論ずるところで、より明白になるはずである。

次に、第2の基礎仮定については五つのカテゴリーの設定がはたして妥当であるかどうかを論ずる必要がある。まず、これらカテゴリーは十分にディステインクトでなければならない。そうでないと、「危機」の生起する順序を問うことができないからである。ところが、S・ヴァーバが指摘したように「正当性」なるカテゴリーは、他のカテゴリーの「危機」が生ずるならば、常にそれに伴って「危機」となる傾向をもっている。したがって、「正当性」を他のものと同列の、独立したカテゴリーとして扱うためには、「参加」とか「浸透」とか他のカテゴリーに帰着しえない事由によ

って生じた統治権威の「危機」に限定せねばならないだろう。たとえば、「純粹の」回教国家をめざしたダルル・イスラーム運動や、政治的腐敗、スキャンダルを事由とするものはこの種の「問題」といえる。このように「危機」の枠組で用いる「正当性」の概念は、通常のものに較べてはなはだしく狭いことに留意すべきであろう(この点L・パイによる「正当性」の危機についての規定は、筆者にはいささか曖昧に思われる)(註2)。

また、類似のことは「アイデンティティ」に関しても指摘できよう。通常「アイデンティティ」の問題とされるものには、他のカテゴリー領域における紛争に帰着できる事象が数多いからである。

最後の仮定については、それが「危機」の枠組で中心的な位置を占め、本稿の目的と直接に関連するだけに、よりたしな検討が必要であろう。S・ヴァーバが指摘した問題点は、「危機」の規定、特定の「危機」と「制度」との対応、そして「危機」の帰属をめぐるものであった。

このうち、どのような状態のときに「危機」といえるのかという定義の問題に対して、ヴァーバは暫く、「エリートがその地位を失う危険を冒すまいと真剣に考えるかぎり、あるいはその社会が生き残ろうとするかぎり、何らか政府の創造的革新と制度化が要求される変動を指す」とした。だが、この定義には曖昧な点が少なくない。いったいだれを「エリート」とすべきかについて指示がないことを別にしても、「社会の存続」といった異論の絶えない機能主義理論上の難問をもち込んでいることが直ちに目につくのである。これを避けるためかJ・ラバロムバラは後に、「危機」を「統治・政治エリートに対する要求および政治化の水準の増減と、統治の制度化および出力の水準との関係における変化によって特徴づけられ、

この変化に見合う新しい水準の制度化および出力がない場合、「現存の政治エリート構造 (political elite structure) の転覆と、もしくはその社会の境界 (societies' boundaries) の変更」がもたらされる、と規定している(註3)。確かに、この方が少し判りやすく、筆者もこの規定を手引きにしたいと思う。制度の創出(新水準の制度化)は必ずしも指導者の交替の脅威がなくとも生じうるし、逆に、指導者の転覆がこの枠組でいう「危機」以外の理由でも起こりうる、とするヴァーバの批判的なコメントは依然として残る。だが、「エリート」を「エリート構造」に「社会の存続」を「社会の境界の変更」にかえるならば、規定の曖昧さは幾分か柔らぐのではなかろうか。

残された問題、「危機」の帰属および「危機」と「制度」の対応に移ろう。特定の「危機」状況はしばしば複数の問題領域にまたがっており、当事者たちは彼ら各自のパースペクティブに応じて、その状況を「配分」の問題とみたり、「浸透」の問題と規定したりするであろう。また、「参加」領域の「危機」状況が「浸透」領域での対応——たとえば治安立法や警察力の増強——によって解消される場合もありうる。こうした場合、特定の危機事態を特定のカテゴリーに帰属せしめるのは確かに難しい。逆にある制度、たとえば政党制度の創出を単純に「参加」領域における制度化とみなすことも、制度の多機能性を考えるならば、必ずしも妥当ではない。ではこれらの問題をどう扱うべきであろうか。帰属問題については、当事者たちのパースペクティブを十分に考慮しながらも究極的には枠組の使用者自身のパースペクティブにしたがって帰属せしめる、また対応問題については(この方がより容易な問題だと思われるが)、具体的なコンテキストのなかで支配的と判定できる機能を選

ぶ、というのが当面の筆者の立場である。要するに、操作上の困難としてヴァーバが挙げたものは、当面すっきりした解決は望めず、論理をおしつめていけば、結局はこの枠組の適用者の基本的な視座すなわち主観に依拠せざるを得ない。こうして第1仮定についても同様、ここでも主観性、印象といったことを避けえないのだが、それは「危機」の枠組を厳密な理論仮設としてよりも、主に方向づけの枠組として利用することを意味している（事実、この枠組は5個の「危機」全てを含む継起に関する限り、検証すべき明示的な「仮説」を提示していない）。

以上はS・ヴァーバの提起した問題点に則して、筆者の立場——解答ではなく——を述べてきた。だが留意すべき点となると、これに尽きるものではない。いま、それらを列挙してみよう。

(1) 継起仮定の独立変数は「危機」の「生起する順序」と「対処の仕方」である。ここで生起する順序は当然に同時生起をも含んでいよう。先発国民国家と違って、今日の新生諸国ではむしろ「問題」の同時存在、したがって、「危機」の同時生起こそがより一般的と考えられるからである。ではこの同時生起の場合にも何らかの継起を問うことができるだろうか。もちろん同時生起とはいっても、五つの「危機」全部が同一時に生ずることは少ないから、依然として順序を問題にすることも可能であり、意味があるともいえよう。しかし、もうひとつの方法は、政治エリート側の統治課題に対する優先順位づけや、課題の分離ないし組み合わせなどの操作すなわち「対処の仕方」に主眼をおいて、そこに順序を見いだすことである。このように、単純に「危機」の生起する順序を問うのではなく、「対処の仕方」の“パターン”の継起を注目するほうが、「問題」の同時存在・累

積に直面している新生国の場合、より適切な処理方法ではないだろうか。ただし、それは継起の項目を「危機」自体から、「危機」と「対処の仕方」を一体にした“パターン”に移動せしめることになり、G・アーモンドのいうリーダーシップの「政治的投資戦略」(political investment strategies) という観点に接近する(註4)。

(2) 同時生起の問題も継起項目の重心移動も、「危機」継起の枠組を今日の新生国に適用するための解釈変えである。すでにのべたように、「危機」の枠組はもともと先発国民国家の形成史から引きだされている以上、長期的な分析には適用しやすくも、せいぜい数十年前に国民国家に向けて歩みはじめた新しい政治体を対象とするとき、その有効性は制限されざるをえないように思われる。「世界文化」の波及と衝撃の下で、いずれは国民国家にならざるをえないといった長期的な展望にたつて、初めてこの継起枠組は意味をもつ。しかし、たとえばインドネシアでは複数の「危機」が同時に生じていることが判ったとしても、それだけでは、同時生起の場合は、どの「危機」の解消も困難になるから、当面、一種の悪循環と停滞が支配するだろうというごく大ざっぱな結論を抜きだすに過ぎない。したがって、より具体的な分析をすすめるには、いわば中期的な分析の枠組を「危機」の枠組のなかに取りこみ、補う必要がある。ここで注目されるのは、国家の経営よりも専ら国家の創設に焦点をおくD・A・ラストウ、W・H・リギンズ、J・A・キムなどによるリーダーシップ分析である。とりわけ政治体の生成・展開を大きく「前発展」体系(pre-developmental)と「発展」体系に判然と分け、さらに前者を「権力確立」局面と「制度化」局面に区分するキムの所説は示唆するところが多い(註5)。インドネシア

を含めて多くの新生国が直面している挑戦は国家創設の初期段階、すなわち「前発展」体系のそれに重なると思われるからである。このことは「危機」のカテゴリーでいえば「浸透」問題を重視することにつながる。

(3) 継起仮説の論理的な性格についても述べておこう。第3仮定において、決定要因は「危機」の発生する「順序」とそれへの「対処の仕方」であり、結果は当該政治体系の「性格」と解される。ところが、結果として生ずる政治体系の「性格」に関しては何らの類別も展開していない。決定要因の差がどのような結果(S・ヴァーバの「基礎次元」ないし「結果状態」)の差に導くかをいえないのである。ただ重要な差が生ずるというだけで、たとえば政治構造や政治文化にどのような特定の差が、あるいは「能力」、「分化」、「平等」の指標でどの程度著しい差違を招くかをいわないならば、「危機」の継起仮説を比較分析の枠組として用いることはできないであろう。(ただし、この「危機」の枠組を特殊インドネシア政治史の過程分析に適用する当面の課題からすれば、そのような欠落も決定的な障碍になるわけではない。)

以上、「危機」の枠組について簡略ながら説明し、適用にあたっての問題点と筆者の扱い方を述べてきた。くりかえしになるが、ここでは「危機」の枠組を厳密な意味での理論仮説として適用するのではない。むしろ主に、新生国インドネシアの政治展開に統一的な意味を付与するために、方向づけの枠組として採用する。このことを断つたうえで本論にすすみたい。

(注1) 平等, 分化, 能力およびアイデンティティ, 正当性, 参加, 浸透, 配分の概念については, 簡略には前掲梅沢ほかの紹介論文をみよ。

(注2) Binder et al., *op. cit.*, pp. 136-137.

(注3) LaPalombara, S., "Political Science and

the Engineering of National Development," in *Political Development in Changing Societies; an Analysis of Modernization*, ed. M. Palmer and L. Stern, Toronto, D. C. Heath, 1971, p. 43.

(注4) Almond, G. A. and G. B. Powell, Jr., *Comparative Politics; a Developmental Approach*, Boston, Little Brown 1966, p. 326.

(注5) Rustow, D. A., *A World of Nations; Problems of Political Modernization*, Washington, D. C., Brookings Institution, 1967; Wriggins, W. H., *The Rulers' Imperative*, New York, Columbia Univ. Press, 1969; Kim, J. A., "The Politics of Predevelopment," in *Comparative Politics*, Jan. 1973.

II インドネシアにおける「問題」・「危機」・「対処」

1. 独立以前

インドネシアにおいて国民国家形成史の起点をどこにおくべきか。これには様々な見方がありえよう。しかし、20世紀初頭の民族運動に始まり、独立達成を一大区分点に、それ以後を共和国史として大別するのが常識的とおもわれる。そこで今この数十年を段階に区分するとすれば、(1)蘭印統治、(2)日本軍政、(3)独立革命、(4)共和国となり、統一共和国以降はさらに(1)議会民主政期、(2)指導民主政期、(3)「新秩序」期に分けることができよう。もっとも、植民地から共和国の成立に至るマクロの「段階」と独立以後の各「時期」とは明らかにレベルの相違があり、同列に論ずるのは、本論の趣意からも適当でない。そこで、後者はより詳細にミクロの局面継起として別個に論ずることとし、本節では専ら民族国家前史の段階をみておこう。

(1) 蘭印統治期 (1901~1942)

オランダが今日インドネシアと呼ばれる地域全体を、その効果的な支配下におさめえたのはほぼ

1910年頃であった。しかしジャワやスマトラの過半はすでに統治下に入って久しく、植民地経営の「近代化」は20世紀初頭の「倫理政策」に始まる。この一種啓蒙的かつ福祉重視の統治姿勢は、植民地支配という枠の変更を予定するものでなかったことは当然だが、それ自体が矛盾を含んでいた。「啓蒙」は既存の秩序および価値の動揺を招き、やがては民族自主への意欲を強めるし、また原住民の「福祉」は自由主義的な経済政策の導入——1870年以来行なわれてきた政策——がかえって住民の福祉水準を低めたことから、しばしば既存社会秩序の積極的な保護ないし維持にむかう傾きを示したからである。この結果、「倫理政策」は一面で「近代化」を進め、他面ではそれを押しとどめるといふ部分的ないし跛行的なものになった。1930年頃までの民族主義運動の推移もまた、植民地経営の「近代化」に伴うこのアンビヴァレンツを反映している。「問題」領域別にこの間の事情を記すと次の通りである。

〔アイデンティティ〕 オランダ領東印度の社会およびそれとオランダ本国の関係がいかにあるべきか、はほとんど20世紀にいたるまで真剣に論議されたことがない。しかし領土支配が確定し、原住民との恒久的な共存を考える限り、この問題は避けられなかった。そして本国との関係では、もとより独立とか離脱とかは問題にならず、かなりの自治権をもった近代的な「東印度社会」の形成が目標とされた。原住民を西欧文明に「同化」(assimilation)せしめるか、あるいは土着の多様な伝統を併存させた「連合」(association)によるかの議論こそあれ、統合された「東印度社会」がオランダ当局および定住オランダ人(混血を含む)のヴィジョンであったといえよう。教育機関の拡充

が重視されたひとつの理由はここにある。

いうまでもなく、被植民者側の民族意識の覚醒は、植民者側の意図をはるかに超える挑戦になる。最初の民族主義団体ブディ・ウトモ(Budi Utomo)を波頭に始まる民族主義運動の軌跡は、「インドネシア」なる政治的アイデンティティの生成と定着を表現している。その中で「東印度社会」のヴィジョンに、ある程度対応するものといえば、「東印度人のための東印度」(Indië untuk Indiërs)をスローガンに掲げた「東印度党」(Indische Partij 1912年設立)がそれにちかいが、3カ月足らずで禁止されている。そして「東印度(人)」,すなわちユーラシアン混血児と土着原住民(Inlanders)とを合わせた一体感の主張は、民族意識が急速に政治化していくなかでは発展の可能性がなかったであろう。似たような事情はイスラームや共産主義といった「普遍主義」的な教義にたつ運動についても、少なくともそれらの初期においては指摘できる。回教徒が究極目標にする“イスラーム国家”はインドネシア民族の国家と必ずしも重なるものではなく、またインドネシアの社会主義運動において、国際共産主義の理念と民族主義(ナショナリズム)の理念との関係はひとつの論議になった。この点、いわゆる世俗的民族主義者たち、——その代表的な組織は国民党(Partai Nasional Indonesia 1927年設立)——は「インドネシア民族の独立」という、植民地下にあっては最も直接的かつ包括的な目標に焦点を合わせており、国民国家の理想と一致する。したがって「インドネシア」なるアイデンティティはこの立場の人々の場合、最も明確で透明といえる。反面、世俗的民族主義者は「民族独立」の達成という以上には、何らの系統的な教義をもっていない。そこに将来の問題を残していた。

しかしとにかくも1920年代以後、被植民者側のアイデンティティは“イスラーム”でも“社会主義”でもなく、「インドネシア」に収斂していった。1928年10月にジャカルタで開かれた青年会議（第2回）が「インドネシア、ひとつの民族、ひとつの言語、ひとつの祖国」という「青年の誓い」を發したことは、この意味から画期的な出来事であった^(註1)。そしてイスラーム同盟 (Sarekat Islam) は1929年、インドネシア・イスラーム同盟と改称、またジャワ人エリートの団体ブディ・ウトモも1935年には大インドネシア党 (Partai Indonesia Raya) に合併改称するにいたっている。こうして「インドネシア」なるアイデンティティは1930年代には、かなり定着したと考えてよからう。。人口比のうえで多数を占めるジャワ語ではなく、いわゆるパッサール・マレイ語を根幹にする民族(共用)語、「インドネシア」語 (Bahasa Indonesia) の育成普及もアイデンティティの形成に大きな役割りを果たしている。

〔正 当 性〕 植民地統治すなわち異民族支配のもとにあつては、被植民者側の「民族」的アイデンティティの生成はそのまま正当性への挑戦にならざるをえない。いったいに、オランダによる東印度支配はおよそ宗教的ないしその他のイデオロギー的な外被をまとうことが少なかった。その限りで、支配の正当性は植民者被植民者の双方とも、それとして「問題」になることが少ない。したがって「倫理政策」の導入はこの面でひとつの転機であつた。原住民の啓蒙教化および経済的な福祉の向上が一種の使命感を与えたほか、オランダ人官吏が一般農民の生活面にまで関与し、原住民との接触が著しく増大したからである。

ところが、「啓蒙」は上述のとおり民族の覚醒をみちびき、自尊自律への希求はオランダ統治に

対する根元からの抗議を喚びおこすことになつた。そして外来の思潮、たとえば中近東におけるイスラーム改革派思想の波及、ヨーロッパ世界における民族自決原則やデモクラシーの進展、さらにはロシア革命によるインドネシア共産党の成立など、これら全てが植民地支配の正当性を原理的に否定する根拠を提供した。これらの原理原則に立つ挑戦にたいして、オランダ側、植民地統治当局は同じく理念的なレベルでの応答をすることができない。将来の独立を約束する意図がないからである。そこでオランダ側は「正当性」の問題に直接に答えず、「参加」や「配分」の領域、また時には「浸透」領域でこれに対処した。そして短期的にみるならば、その対処方策は相当の成果をおさめたと評価してよい。「正当性」に関わる「危機」はわずかに「共産党叛乱」(1926~1927年)を数えるのみで、それも容易に鎮圧されたのであつた。

〔参加〕 ここでは代議機関の設置、政党活動、官吏の登用にしばって述べておく。

(イ) 東印度で最初の近代的な代議制度は1903年の地方自治規則にもとづく市参議会である。だが、これは本国と植民地定住のオランダ人との関係改善を計つたもので、規則上はインドネシア人を除外しないが、事実上大多数の構成員は定住オランダ人で占められていた。いわゆる植民地参議会 (Volksraad) の設置は1916年末に法制化が成り、1918年5月に開会されている。植民地の利益をまもるために何らかの代議制度をつくる必要については、19世紀の末から議論があつた。植民地参議会もその設置自体は決してインドネシア人側の政治参加要求の圧力によるものではなく、この点は注意を要する。しかしいったん代議機関が設置されると、それが民族主義的な要求の場になること

は避けられなかった。予算審議権や(本国との)「共同立法権限」などいくつかの改革がなされたものの、植民地参議会が実質的には総督の諮問機関にとどまり、立法機関になりえなかったのは、被植民者側の民族主義感情が最早「開明」的な「倫理政策」の枠内におさまらないことを示している。オランダ側が民族主義を恐れて参議会の権能を厳しく限定すれば、インドネシア人の議員たちは責任なき批判に奔り、それがまた、参議会の立法権限の拡大に不安を抱かしめる、これが植民地参議会の辿った道筋であった。その結果、参議会は代議制度を運営するための経験と訓練をインドネシア人に与えることにほとんど役立たなかったのである。しかも、完全独立を叫び、後年政治エリートの主流をなす“急進派”は当初から植民地参議会への参加をボイコットし、主として大衆煽動に力を注いでいた。こうして植民地期の経験は指導者レベルにおいてさえ、代議制という近代的な政治参加方式に適合する資質を培ううえでは不毛におわった(たとえば英領インドの立法議会と比べると、この点は明瞭になる)。G・McT・ケーヒンが指摘した“opposition mentality”の一因はここに胚胎する。

(ロ) 「倫理政策」下の多様な政治団体の結成は一見目覚ましいものに思われる。自主的に組織をつくり、民衆の支持を動員する政治活動の出現は、確かに画期的といわねばならない。だが、これを認めただけで、政治参加の主要な形態として当時の政治結社をみると、そこには多くの問題点があった。「参加」の進展を指導者の演説や大会決議の内容からのみ評価することは誤りであろう。まず第1の問題点は政治団体の数が余りに多く、インド国民会議派のような組織が遂に現われず、民族主義的な要求では一致しているにもかか

わらず、分裂と敵対が維持されたことが挙げられる。この数が多いうえに、分立して相互間のコミュニケーションを欠くという特徴は独立革命およびそれ以後にも続いている(この特色は歴史的文化的な根をもっているのであるが、原因の一部が「倫理政策」の自己矛盾にあると指摘したのはJ・D・レッヘである。それによれば、植民地当局は「倫理政策」を信奉する限りで、インドネシア人の政治活動一般には寛容であり、たとえ「急進派」を弾圧したときでも、民族主義運動全体を禁止することはなかった。ために、一貫した強圧に曝されればおそらくは結束に向ったであろう多様な政治団体も、多様なままに残されたというのである(註2)。これと関連して挙げるべき第2の特色は政治活動における指導者と民衆の関係である。この時期、政治結社はすべての点で、その中心的な指導者の個性と能力に著しく依存していた。組織の併立も指導者間の肌合いの違いから発して、政策上の対立に発展した場合が少なくない。さらに重要なのは、特定の指導者——たとえばイスラーム同盟におけるチョコロアミノト、国民党におけるスカルノ——が逮捕されたりすると、その団体の活動が急速に衰えることで、このため、オランダ当局はごく少数の指導者を禁圧するだけで、組織の全活動を制することができた。政治参加のこうした組織度の低さは、知名の組織人としてはわずかにM・ハツタ、H・A・サリムを挙げうるに過ぎない事実からも窺える。指導の煽動的なスタイルに呼応して、大衆レベルの参加形態がはなはだしくエモーショナルであったのは当然の結果であった。イスラーム同盟の歴史が示す急激な成員の膨脹と、これまた急速な成員の減少は、伝統的なメシア待望のパターンをぬきにしては考えられない。そして、「大衆は喝采するが、自分自身が何かをしようとは考えないのだ」という一共産黨員

の嘆きは、スカルノが国民党の宣伝活動で味わう失望でもあった(註3)。スカルノが演説すると何千という民衆が集まり、声を潤らして同調の叫びをあげる。だが、それだけのことであった。その歴史的な意義にもわわからず、この時期のインドネシア人による政治結社活動は植民地統治当局にとって、いまだ深刻な脅威ではなかったのである。

(4) インドネシア人官吏の登用、これを植民地下では一種の「参加」と考えてよいであろう。旧来の一般地域行政——その大部分が伝統的エリート、貴族層から徴募された——に加えて、「倫理政策」は運輸、農業、厚生などの専門化した行政機構を生んでいる。これによって被植民者が行政職につく機会は増大した。また、伝統的な行政首長子弟のための教育機関として出発した「首長学校」も、1900年には「原住民官吏養成校」(OSVIA)に衣替えされ、一般行政官の「近代化」を促進した。

しかしながら、行政の密度の進展に較べるとインドネシア人官吏の登用のほうは緩やかにしか拡大しなかった。それは1940年当時でも「高級官職」3039のうち、インドネシア人の占める数が221にしか達していないことから察せられよう。もっとも、この時期のインドネシア人官吏の数の少なさや訓練不足が「問題」化するものは独立以後のことで、民族主義運動が純粋に政治的な要求に集中している限り、行政職への参加要求はさして強力ではなかった。インドネシア人の登用と平等処遇にたいするユーラシアン混血民——中級官吏の主要な部分を占めた——の妨害が目立つ程度である。

〔配分〕 「倫理政策」期に最も大きな成果を取めたのはこの領域においてであろう。「教育、灌漑、移住」に要約される福祉政策の推進は所得

水準を大幅に引上げこそしなかったものの、人口の急増と1930年代の大不況を考慮するならば、相当の成功といえる。もちろん、その成果をインドネシア独立後の時点から顧みて、近視的なものと評価することは易しい。既存の社会的政治的な秩序を乱さずに「進歩」を図るために、村落社会の解体や大規模地主の出現を防いだが、他方で「前近代的」な意識や構造を固定・温存せしめたからである。この間一種の経営者的農民層が台頭してきたが、特に1930年代の大不況下でのオランダ資本優遇策もあって、それら企業家層の発展が抑えられた。そしてオランダ資本の大量投下は、本国をますますその植民地に依存執着せしめる結果となり、インドネシアの「民族的」独立を困難にする遠因をなしている。しかしまた、オランダが当時“Pax Nederlandica”を誇りえたのも事実であり、それには配分領域での成果が与って大きい。被植民者大衆のレベルでも民族意識は折にふれて噴きだしたが、大体は心理の域内にとどまり、行動面で持続的に表現されなかったのは、配分領域での植民地統治の「成功」を物語っている。

〔浸透〕 オランダ領印度の領土的な統合が完成して後、実際に強制力を行使した機会はきわめて少ない。「倫理政策」の遂行にはいわゆる「温和な強制」(zachte dwang)が用いられ、異民族支配者の関与が村落レベルにまで深まったわりには、「法と秩序」はよく維持されていた。事態の変化はやはり「共産党叛乱」を転機に始まる。当局は「叛乱」加担者を大量に流刑に処することで対応し、数年後にはスカルノ、ハッタ、シャフリルなど非協力派の民族主義指導者たちも同じく流刑処分に遭った。その結果、政治運動としての急進的な民族主義は退潮にむかい、その場をジャーナリズムや特に教育分野に転ずることになり、植民地参議

会を舞台に漸進派の実りなき改良努力が続けられるのみになった。以後、オランダの植民地権力はなんら重大な挑戦をうけることもなく、第2次大戦の日本軍進駐に至るまで「アルプスのモンブランのごとく」(H・コレイン)、およそ動揺を示さなかった。「倫理政策」の破綻すなわち反植民地民族主義の高揚も、比較的少数の指導者を隔離することおよびその示威効果によって、抑止できたのであった。

さて、オランダの統治下にあったインドネシアにおける「問題」領域別の様相が上述のとおりとすれば、そこに確認できるのは次の事項であろう。まず、この約40年間の統治期にすべての領域で「問題」は生じている。「問題」の展開を簡単にいうことは難しいが、統治権力による領土的統合(「浸透」)の完成と教育の拡充を含む「倫理政策」(主として「配分」と「参加」)の発足・推進が第1局面、その結果、被植民者側を「インドネシア」という民族意識(「アイデンティティ」)に導き、民族平等(「参加」の拡大)そして急進的な形では民族自決の要求(「正当性」)に発展する第2局面、次いで統治権力側が「正当性」への挑戦に対しては厳しい措置(「浸透」)によって対処する一方、「参加」拡大の要求についても実質的な譲歩をせずに、「配分」の成果をつうじて統治権威(「正当性」)の再確認を印象づけた第3局面、とでもなろうか。ここで注目されるのは統治権力が「正当性」の根拠を、それが問題にされる限りでは、主に「配分」においているということで、これは文明的使命感の稀薄なオランダ統治では一層目立つ特徴といえよう。

だが、「問題」が全領域にわたって生じていることは、もとより「問題」が「危機」レベルに達

インドネシアにおける「危機」の継起

することを意味しない。事実、「危機」と称する事象は1回しか生じておらず、それも比較的わずかな強制力の行使によって機敏に処理しえたとし、その対処の仕方がより大きな反動を招くという恐れはなかった。なるほど、民族主義の根にある「アイデンティティ」と「正当性」の問題に直接に対処する適切な方策は見当たらないが、植民地当局側がその統治能力に不安を抱くべき理由はさしてない。こうして1942年オランダ領印度が崩壊するその間際まで、深刻な「危機」が植民地統治という体系の内部から独立に発生することはなかった。それは外部から到来したのである。

(2) 日本軍政期(1942~1945)(注4)

蘭領印度にとって外部からの衝撃の先駆けをなしたのは、1940年5月、オランダ本国がドイツの侵略をうけ、オランダ政府がイギリスに亡命するという、つまりヨーロッパにおける政治変動によって生じた。植民地では直ちに非常事態がしかれ、政治活動が大幅に制限された。“穏健な”民族主義指導者たちの活躍が脚光を浴びたのは、この新しい事態の突発によってで、植民地参議会を「真の議会」に改革すること、オランダ領印度に代えて「インドネシア」の名称を用いること、“オランダ=インドネシア連合”のなかでインドネシアに自治を与えること等々の提案や請願があいついでた。しかし、この民族主義活動の復活は長くは続かなかった。来たるべき戦争終結後の解決を理由に、植民地当局は一貫して否定的な態度を崩さず“過大な”要求にたいしては厳しい対応をも辞さないとの威嚇さえ発したからである。そして決定的には、太平洋戦争の勃発で日本軍の蘭印進駐が予想もしない速さで行なわれたためである。

日本軍の進駐と3カ年余の軍政は単なる植民者

の交替とはいえ結果をもたらしている。それはインドネシアにおけるオランダ権力をわずかの時日であっけなく打ち砕き、オランダの威信をはなはだしく傷つけた。これが被植民者インドネシア人に与えた心理的な影響は大きく、第2次大戦後オランダが「正当な権利」として植民地の回復を企てた際に、いったん傷つけられたイメージが重大な障碍になった。また、日本軍政のもと、民族主義運動は全く新しい環境のなかで再出発することになる。

日本の蘭印侵攻をインドネシアの指導者たちはどう考えていたであろうか。「急進的」な民族主義者でも、少数の西欧的な教養背景をもった人々は早くから「日本ファシズム」の危険を度々訴えていた。しかし多くの指導者、そして民衆は「独立」への期待から、日本軍を「解放者」として迎えたのであった。オランダ軍が無条件降伏をした翌日、一団の指導者たちが日本軍当局にインドネシア内閣の閣僚候補リストを提出した事実も、この期待による。だが、すでにオランダ軍降伏の当日、日本軍当局はすべての政治集会およびデモンストレーションを禁止する布告をだし、一週間には紅白旗の使用、さらに「政治機構に関する議論、憶測、宣伝」がいったい禁じられた。日本の蘭印進駐の意図が「アジア民族の解放」になく、太平洋戦争遂行のためにインドネシアを軍事的に、また物財・労働力を動員する場として利用したことは否定すべくもない。したがって日本軍政では、むきだしの強制力による威嚇がしばしば行なわれ、特に「憲兵」(kempei)の与えた恐怖感は伝説的なものがあり、軍政の性格を象徴している。強制力の行使よりも、むしろインドネシア社会の伝統的な要素に統治の基礎をおいたオランダの巧妙な方法からみると、通常時の「統治」では

ないにせよ、日本の軍政統治は際立った対照を見せた。

しかしながら、軍政当局はまず行政機能を維持するために、次いでは積極的な戦争支持を動員するためにも、インドネシア人側の協力を必要とした。第1の問題は、オランダ人官吏を追放収容したあとの空席に大量のインドネシア人を登用することで解決が図られた。その結果、オランダ時代には閉ざされていた高級官職にインドネシア人が初めて地位を占め、インドネシア人官吏の数も飛躍的に増加した。もちろん、それは軍政下の応急的な措置であったから、この行政経験が独立以後の行政運営にどの程度役立ったかは疑わしい。だが「量の増大、質の低下」の端緒をなしたことも含めて、それがインドネシア人自身によるインドネシア行政の一步前進になったとはいえる。

民族主義運動の動向にとっては、第2の問題が直接に重要である。すなわち、インドネシア民族のエネルギを日本の戦争目的に動員するには、インドネシア人指導者の協力が不可欠な一方、逆に民族運動指導者側はそこに独立達成へのチャンスをつかもうと努力したからである。協賛・宣伝組織は「民力結集本部」(Pusat Tenaga Rakjat, Putera)、中央参議院(Tjua Sangi-In)、ジャワ奉公会(Hokokai)、回教徒協議会(Masjumi)などがあり、末端には「隣り組」(Tonari Gumi)が設置された。そして当初においては、これらの組織にインドネシア側指導者の意向が反映される余地はほとんど皆無にみえた。たとえばスカルノ——彼は日本軍政に「協力」することをつうじてインドネシアの独立を獲得しようとした当時の指導者のうち、最も著名で、「協賛」組織の中心的人物になった——は、国旗(紅白旗)および国歌(「インドネシア・ラヤ」)の許可を求めたが許されていない。

また、イスラーム篤信徒の心情を無視して「宮城遙拝」が強制されるなど、日本側の一方的利用が目立つ形で「大東亜共栄圏」が鼓吹され、物心両面の動員が進んだ。

事態の変化をもたらしたのは、強制力と押しつけによる協力の動員に限界がみえ、次第にアパシーと反感を招いたことも一因だが、基本的には太平洋戦争の戦況の推移にあったと考えられる。つまり戦況が不利になるにつれて、軍政当局はインドネシア側指導者たちの要求に譲歩せざるを得なくなったのである。略称Peta (Pembela Tanah Air) と呼ばれる郷土防衛義勇軍の結成 (1943年10月) が行なわれたのも、この背景を抜きにしては理解できない。青年団 (Seinendan)、警防団 (Keibodan)、などでは以前から一種の軍事教練が施され、また兵補 (Heiho) という日本軍の補助として主に労務に従事する集団も徴募されていたが、インドネシア自前の純然たる軍事組織が誕生したことの意義は重大であった。Peta は連合軍がインドネシアに反攻上陸する場合に、日本軍と協同してこれに当たることを理由に結成されたが、さらに後には (世俗) 民族主義系の「挺身隊」(Barisan Pelopor) および回教系のヒズブラ (Hizbullah) という準軍事組織も設立されている。これらの軍事組織はやがて独立革命の戦闘において主力を担い、特にPeta は独立インドネシア国軍の中核になった。

インドネシアに独立を与える用意あり、との小磯声明が伝えられたのは1944年9月のことである。日本政府がインドネシアの独立に言及したのはこれが初めてで、間もなく「紅白旗」の使用および「インドネシア・ラヤ」を歌うことも許可された。だが、この「約束」を実施に移す具体的な措置として「独立準備調査会」が設置され、最初の会合が開かれたのは1945年5月、すでに8カ月を

経過していた。この間、日本の戦況は完全な敗勢にあり、インドネシア内でも東ジャワのブリタルにおいて Peta 一大隊の叛乱事件が生じている。また、軍政当局が「約束」の履行を引き延ばしていることへの焦慮と日本の敗北を見越して、いくつかの青年グループは密かに即時完全独立をめざす活動を始めていた。

独立準備調査会 (Badan Penyelidikan Kemerdekaan Indonesia) の委員は63人、イスラーム派代表が相対的に少ない点が注目されるが、(世俗的) 民族主義者、土候領代表、官吏、知識人など万遍なく各界から選抜された。そこで採択された事項と争点の主要なものは次のとおりである(注5)。

(イ) きたるべき国家の哲学的基礎をパンチャ・シラ (5原則) におくこと。パンチャ・シラ (Pantjasila) はいうまでもなくスカルノが提唱したもので、「民族主義」、「人道主義」、「国民主権」、「社会的公正」および「神への信仰」から成る。

(ロ) きたるべき国家の政体。これは共和制か王制かの問題であるが、さしたる論議もなく55対6の圧倒的多数で共和制が採択された。

(ハ) きたるべき国家の領土。この問題では意見が分かれた。M・ハッタは旧蘭印領から西ニューギニアを除いた地域を主張した。熱烈な民族主義者として知られるM・ヤミンは西ニューギニアを含む旧蘭印領に、ポルトガル領ティモール、英領ボルネオおよびマラヤ全土を加えた地域、いわゆる「大インドネシア」構想を提示した。スカルノはこの提案に賛意を表明したうえで、かつてはフィリピンを含めて考えていたことを述べた。H・A・サリムやスタルジョも意外なことに「大インドネシア」に好意的であった。地方行政首長代表の多くは旧蘭印領 (のみ) を主張している。投票の結果は、旧蘭印領が17票、ハッタ提案 (旧蘭印

領から西ニューギニアを除き、マラヤを加える)が6票、「大インドネシア」が39票となった。

(二) 憲法草案。スポモ教授が用意した原案が検討された。“1945年憲法”と呼ばれるものの原型である。大統領内閣制、国民協議会、国民議会、最高国政審議会などの構成および権限は1945年憲法のそれと同じで、強力な大統領権限が特徴である。争点としては次のものがあつた。

a. 草案小委員会の段階で行政権を大統領に集中することが論議され、10対9の僅差でこれを決定した。

b. 草案小委員会は故意に人権宣言を起草しなかった。スカルノ(小委員会座長)は全体会議でこれを説明し、個人主義と自由主義は搾取、抑圧、戦争、階級対立、強者の支配を招いただけであるから、インドネシアでは個人の自由よりも集団主義、“話し合い”(musjawarat)と“相互扶助”(Gotong Rojong)を旨とすべしと論じた。これに対してM・ハッタは個人主義の助長には同じく反対だが、憲法草案は隷従体制に道を開く危険があり、したがって、集会、政治結社、信書の秘密など基本的な市民的権利を定めた条項を加えるべきで、それによりソ連やナチス・ドイツのような国民の名において国民主権を悪用することを防止せねばならないと警告した。しかし、このハッタの発言を支持するものはなかった。

c. きたるべき国家におけるイスラームの地位。草案で最も紛糾したのはこの問題をめぐる(世俗的)民族主義者とイスラーム篤信徒との対立であつた。イスラーム派の退場によって独立準備調査会が分解することを恐れて、民族主義派は予めイスラーム派の数人の指導者と協議を行ない「ジャカルタ憲章」(Piagam Djakarta)を

憲法前文として採用することで妥協を取り付けた。「ジャカルタ憲章は、国家は「神への信仰」を基盤に建設され、回教徒はイスラームの教理に従う義務を負う、と規定した。それはイスラームの国教化を宣言せずに、しかもイスラーム篤信徒の支持を得るための妥協である。ところが本会議において、数人のイスラーム代表はこの曖昧な妥協を拒否した。彼らは、インドネシア人の95%が回教徒である、この事実を明確に認めるべきだ、また“世俗国家”か“イスラーム国家”かでその中間はないなど強硬な主張を行なった。このため、大統領はイスラーム信徒にかぎる旨の条項を憲法に追加することで、新たな妥協点に達している。

独立準備調査会が憲法草案を採択したのは7月16日、それは直ちに日本政府に提出された。ところが、その翌日軍政当局は日本政府からインドネシア独立の手続きを早めるよう指示をうけた。そこで軍政当局は新たに「独立準備委員会」を設置することとし、小磯声明から1カ年後の9月7日を期して、インドネシアの独立宣言を行なわせる予定であつた。その際、独立インドネシアの領土を旧蘭印のそれに限ることが決定された。独立の「約束」を引き延ばしてきた日本政府が、この時点にいたってにわか急ぎ始めたのは、インドネシア内の情勢変化というよりも、インドネシアの周縁に連合軍が迫るといふ戦局の悪化が原因であつた。

独立準備委員会の設置は8月7日、予定では8月18日から委員会は活動を開始するはずになっていた。しかし、それ以前の8月15日に日本が連合国にたいして無条件降伏をしたため、インドネシアでは突然に「権力の真空」状態が生まれ、独立

準備委員会は宙に浮いた。連合軍がジャワに上陸したのは9月末である。この間、インドネシアではインドネシア人自身によって「独立宣言」が発表され、局面は一挙に独立革命に突入することになる。

ここで日本軍政期の情勢を「問題」領域別に整理しておこう。

〔アイデンティティ〕 「インドネシア」という観念は、ますます強固になった。紅白旗および「インドネシア・ラヤ」の普及も見のがせない。「東印度」に代わって日本が宣伝した「大東亜共栄圏の一員」という観念は表面的な受容にとどまった。だが、独立準備調査会での領土論議にみられた「大インドネシア」理念の意想外の強さは注目に値する。それは東南アジア地域内におけるインドネシアの自己意識のあり方を示唆する。

〔正当性〕 建国原理として定式化されたパンチャ・シラの登場と憲法草案が画期的といえる。しかしながら、ひとつの教義としてみるとパンチャ・シラには曖昧な点が少なくない。殊に、歴史的争点である世俗国家かイスラーム国家かの論議がパンチャ・シラの提唱で解消したわけではなく、「ジャカルタ憲章」も便宜的な妥協の産物であった。パンチャ・シラは一面では「問題」の解決に貢献したが、新らしく「問題」をつくりだしたともいえる。

〔参加〕 オランダ人官吏が追放された空席に、大量のインドネシア人が充てられた。これは「参加」の拡大と考えてよい。同様に、日本軍政が創出した種々の動員組織制度のなかには、たとえば本来は動員（「浸透」）が目的であっても、インドネシアの側からは「参加」の意味合いをもったものがある。郷土防衛義勇軍（Peta）の結成はその代表例といえ、オランダ統治下ではインドネシア

人の軍事分野での参加は、アムボン、ミナハサなど特定地域と種族にほぼ限られていたから、民族軍創設の意義は大きい。だが一方で、オランダ統治期には相当大幅に許容されていた政治結社や言論活動は、日本軍政下では厳しく制限された。中央参議院と植民地参議会を対比すればこの点は明白である。狭義の「参加」すなわち政治決定への参画という分野においては、インドネシアの得たものはほとんど皆無であろう。

〔配分〕 おそらくこの領域でこそ、オランダ統治と日本軍政はほとんど正反対ともいえる相違を示した。蘭印当局が住民の経済的福祉については、植民地支配の枠内とはいえ、稀にみる努力を傾けたことはすでに述べた。これに反して日本軍政の場合は、労力・物材の調達を主眼にし、徴発する一方であるから、インドネシア民衆の経済的な福祉水準は著しく低下した。その結果、インドネシア民衆の憤懣をかうことも多く、1944年1月には西ジャワのタシクマラヤで回教教師を指導者に参加人員500人に及ぶ叛乱がおきている。宗教的な色彩を帯びているが、叛乱の根因は米の強制供出にたいする抵抗にあったといわれる^(註6)。日本軍政は「配分」領域の「問題」に強制力の行使と威嚇（「浸透」）によって対処し、また、一部は民族主義的要求（「アイデンティティ」）への譲歩によって抑えようと図った。オランダ統治が「アイデンティティ」および「正当性」領域の「問題」に、主に「配分」政策によって対処し、部分的に強制力の行使・威嚇に頼ったのとはちょうど逆である。

〔浸透〕 軍政は強制力が前面に立つ統治形態であるから、それ自身が「浸透」の制度といえる。ジャワ奉公会、マシュミ、青年団、警防団、隣組制度などすべてが軍政当局の意向や決定を下達するための、そしてインドネシア側の要求を統御す

るための組織であった。ペタ義勇軍の創設やインドネシア人官吏の登用がももとは「浸透」領域での政策である点はいうまでもあるまい。日本軍政の「浸透」政策が露わな強制力に頼るところが大きく、支持を動員するための宣伝活動もタマエと実態とのズレが明らかなので、インドネシア側に恐怖、反感、敵意を生んだのは当然の結果である（悪名高い romusha〈労務者〉徴発はその典型的な事例で、ニューギニアやビルマ戦線に送られたもののうち、戦後帰還できたのは一部に過ぎない）。だが、この大規模な動員体制は意図せざる随伴結果を生んだ。スカルノなど民族主義指導者が村落レベルの民衆と接触して、その考えを訴えるネットワークを与えたことがそれで、一般に都市域に限られてきたオランダ統治期の民族主義運動はこれによって飛躍的な広がりをもつことができた。同時に、強烈なイデオロギー宣伝の注入は、オランダが慎重に「保護」してきた「安寧と秩序」を破り、やがて戦闘的な情動の巨大なエネルギーを用意したのである。

ところで、日本軍政期には「危機」に相当するできごとがあったろうか。フィリピンにおける抗日ゲリラといったものは存在しない。しばしば「抗日地下運動」と称される S・シャフリルや A・シャリフディンの活動は、いかに大きな危険をおして行なわれたにせよ、危機を生むほどの成果を得たとは思われない。一群の青年・学生たちが反日・即時独立を目指す運動を進めたのは事実だが、それは日本の敗勢が決定的になって以後である。軍政当局に最も大きな衝撃を与えたという点からいえば、前記のブリタル叛乱（1945年2月）を挙げねばなるまい。この叛乱については指導者の意図や経緯が未だにはっきりしないが、その客観的な意義は明らかに抗日民族主義であり、他のペタ軍団

にも波及しうる可能性は十分に考えられた。この意味でブリタル叛乱は軍政下唯一の「危機」事象といえよう。しかしまた、軍政の局面推移の主要契機はやはりインドネシア内部の動きではなく、外部の、太平洋戦争の動向自体に求めるべきであろう。インドネシア側指導者たちの要求にたいする軍政側の対応はこのことをよく示している。日本の敗戦が決定的になって以後、権力の真空が生じて以後、初めてインドネシアはインドネシア内部の動向によって主導されるようになったのである。

2. 独立革命

日本の敗戦が生んだ「権力の真空」、スカルノとハッタ両名による独立宣言布告、インドネシア共和国政府の発足、植民地の回復を企てるオランダ軍の上陸、以後4カ年余にわたる武力抗争と外交折衝、この間における新生共和国内の政局変動、オランダ軍の「警察行動」、国連の干渉、アメリカの圧力、そしてハーグ円卓協定にもとづく主権委譲。これら独立革命の錯綜した経緯については G・McT・ケーヒンの労作に詳しい。

もとより独立革命はインドネシア共和国なる政治体の基点である。そして、そこでの諸々の経験は今日にいたるも、政治の理念と行動の両面で引照基準を与えてきた。ここでは以後の政治展開からみて重要とおもわれる特徴的な事象をとりあげ、「危機」の枠組の観点から独立革命の意義を考えてみたい。

(1) リーダーシップ

独立革命の指導者の大半は、日本軍政期に指導者としての地位を確立した人々であった。したがって、その構成からいえば日本軍政から独立革命への移行に際して大きなエリート交替はなかったといえる。もっとも、日本軍政下でも温存されて

きた土候などの伝統的エリートは、ほとんどが独立革命のなかで没落した。新しく登場したのは、シャフリルなど戦前米の民族運動歴をもち、対日非協力を持した人々および共産党系の指導者である。また、以上はいわば既成の知名指導者であるが、第3の要素としてはプムダ (pemuda) と呼ばれた新世代青年層の先進活動分子をあげるべきであろう。そして、これらの人々が主導した独立革命期のリーダーシップについては次の点が特徴的でもあり、注目もされる。そのひとつは新世代指導者の果たした役割に関連するものである。独立宣言布告のタイミングをめぐる、スカルノおよびハッタと“プムダ”の先進分子とが鋭い対立をかもした事実はよく知られていよう。当時、日本軍は未だ武装しており、しかも連合軍の到着まで「現状維持」の命令をうけていたから、この時点でいわば一方的に独立を宣言することは重大な危険を含んでいた。結局、“プムダ”の圧力によって8月17日の独立宣言は強行されたのだが、それは「権力の真空」からインドネシア共和国の誕生という質的な事態の飛躍をもたらした。そして、いったん、この全く新しい状況への“突破”が行なわれて後、イニシヤティヴは再び既成指導者の手に戻る。このように新世代指導者の役割は状況突破のそれで、またその限りでのみ主役も担ったのであった。独立革命時のリーダーシップに関するもうひとつの特徴は、オランダという相対的には強大な外敵の脅威にもかかわらず、共和国内部の分裂と抗争が克服されなかったことである。新旧世代間の緊張に加えて、戦前および日本軍政下における分岐をそのまま持ちこした指導者間の対立、さらには“与党”と“野党”のヘゲモニー争いといったように、革命政府のリーダーシップは甚しく安定を欠いていた。数次の内閣交代、クー

デター未遂、共産党叛乱はこれを物語っている。いわゆる「二位一体」スカルノ＝ハッタの権威、——それとても対抗エリートの代表タン・マラカや共産党の挑戦にさらされた——のみが新生共和国における統治の継続性をよく支えたのであった。

(ロ) 統治制度

日本軍政下ですすめられてきた憲法の起草は、独立宣言を機に完成が急がれ、新しい事態の展開にそくして手直しが施された。1945年憲法がそれである。また緊急の措置として、「独立準備委員会」がスカルノとハッタをそれぞれ大統領および副大統領に選出そして国民議会に代わる暫定措置としてインドネシア中央国民委員会 (Komite Nasional Indonesia Pusat 略記 KNIP) を設置、その議員は指名によった。8月31日には最初の内閣すなわちスカルノ内閣が発足し、さらに旧「ジャワ奉公会」を基盤に、単一の民族動員組織“Partai Nasional Indonesia”の結成も布告された。だが、この大統領体制と疑似単一政党制は短命に終わった。連合軍にたいして日本の傀儡政府ではないことを示すための配慮と KNIP 議員多数の要求で、KNIP に立法権が与えられ11月に入っては政党結成令がだされ、憲法をそのままに実質上は議院内閣制が採用されたからである。これによりスカルノ内閣は辞職、シャフリル内閣 (第一次) が成立する。こうして主権委譲にいたるまで、実質的には後の1950年暫定憲法に近い統治制度がとられたのだがこれが統治の不安定をもたらす一因になったことは否定できない。政党が乱立競合したために、政府はつねに脆弱な連立政権たらざるをえず、軍事力で勝るオランダとの交渉ではつねに“過大な”譲歩という非難を浴び、十分な支持基盤を確保できなかったのである。前述のとおり、このような

リーダーシップの不安定にブレーキをかけえたのはスカルノおよびハッタのみで、たとえばリングジャティ協定の比准が危ぶまれたとき、両名は非民主的との批判を浴びつつも対 KNIP 工作を行ない、反対派に圧力をかけている。またレーンヴィル協定の実施に当たったのはハッタ（大統領制）内閣である。この点、大統領大権の発動や大統領制内閣の設置など、危急時にはむしろ1945年憲法にそった措置がとられたのであり、その“教訓”的な意義は現在に及んでいる。

(イ) 政治と軍事

内閣、議会、政党と並んで重要な制度化に国軍の結成がある。1945年10月5日の国民治安軍 Tentara Keamanan Rakjat) の設立布告がそれで、翌年の初めにはインドネシア共和国軍 (Tentara Republik Indonesia), すなわち名称上も純然たる軍隊になった。この新生国軍の幹部は大部分が郷土義勇軍ベタの出身者から成る。ところがベタはもともとそれ自体の中央司令部をもっていなかったことや、政府の軍事組織に対する認識不足もあって、発足時の国軍は自然発生的な個別軍事団体のゆるやかな連合体の域をでないものであった。そして独立革命の進展とともに、この組織上の欠陥は徐々に改められ、また改革に努力が払われたものの、革命期をとおして国軍は全体としても、各部隊・各師団としてもなお強い自律性を維持していた。この自律性は一般には政府の統制権威の軽視、ある場合には特定の政治勢力と結ぶ動きとなってあらわれた。クーデター未遂（「1946年7月3日事件」）における軍団指揮官の関与や、マディウン共産党叛乱（1948年9月）に参加した国軍部隊は後者の代表的な事例といえる。また、やや特殊だが、政府の撤退指令に従わず、回教国家の樹立を目指したダルル・イスラーム運動、その

指導者カルトスウィルヨも元は国軍高級将校であった。だが、より重大なのはやはり国軍幹部の政府権威の軽視、さらには政治家一般に対する不信感であろう。それは外敵を目前にしながら内輪争いばかりしているというイメージにもよるが、しばしば国軍（正規軍）と同列に立って競合したゲリラ集団にも一因がある。全体で約50万人と推定されるゲリラ参加者は、多種多様の組織に分れるが、うち有力な組織は政党の系列下にあり、あたかも政党直属の軍隊といった観を呈していたのである。当然、国軍幹部のこれらゲリラ組織に対する反感は（一面でその貢献を認めつつも）きわめて強く、ひいては（政党）政治家への不信を倍加する要因になった。ところが、政治指導者の側からも逆に、国軍に対する不満・不信があった。上記のように国軍部隊の統治権威への忠誠が不確実なうえ、肝心の戦闘能力において信頼できないという不満である。実際、国軍の戦闘実績は後年とて語られるほどに輝やかしいものではなかった。共和国政府がリングジャティ協定やレーンヴィル協定を、不本意ながら受け入れざるをえなかった主な理由が、まさしく共和国側の戦闘能力の弱さにあったことは否めない。こうして、革命期の政治と軍事の関係は、軍隊が“政治化”する反面で政党が“軍事化”する形をとり、その結果、相互の不信感と不満を残したのであった。

(ニ) 残された問題

主権委譲はハーグ円卓会議で締結されたが、それには“完全独立”の立場からみればいくつかの問題が残されていた。その第1は、主権がインドネシア共和国に対してではなく、革命時にオランダの支配地域で造られた数箇の地方傀儡政府を構成分子として含むインドネシア連邦共和国に対して委譲されたことである。第2は、西イリアンの

帰属が定まらず、事実上はオランダの統治下に留まったことである。第3は、旧蘭印の対オランダ債務をインドネシアが引き継いだほか、オランダの経済権益が保証されたことである。それらのうち最初の問題は、主権委譲ののち早期に解決された。オランダの分割統治陰謀とみなされた連邦共和国が解体されて「統一」共和国の成立をみただからである。そして、この連邦共和国の苦々しい記憶は以後、およそ連邦制度の採用論議一般が疑惑の念をもってみられる原因になった。一方、西イリアン問題およびオランダの残存権益問題はそれぞれ対外政策と経済政策の眼目として長く歴代政府の課題になる。

独立革命はもちろん一箇の「危機」であった。主権の獲得によって統治権力の構造は変わり、社会（政治体）の境界も変更された。それは蘭領インドからインドネシア共和国へ、異民族支配からパンチャ・シラに立脚する民族自決へといったように、すぐれて「アイデンティティ」と「正当性」の基底にかかわる「危機」と考えられよう。だが独立革命は「アイデンティティ」や「正当性」の問題をすべて解消したわけではなく、また、革命の衝撃がこれら2領域に限られたわけでもない。他の領域でも深刻な随伴結果と新たな「問題」を生んだのである。これらを簡単にまとめておこう。

〔アイデンティティ〕 長い民族主義運動の歴史にインドネシア語の普及も加わって、“インドネシア”なる自己規定はすでにかなり定着していた。独立革命はそれをさらに飛躍的に強めたといえる。それだけに、西イリアンの領土問題は当面唯一の強烈なアイデンティティ「問題」として残された。

〔正当性〕 エリート内の葛藤、リーダーシッ

プの不安定からも判るように、独立革命はこの問題を解決しなかった。“世俗”ナショナリズムかイスラームかの原則的な対立も未決着のままに持ちこされている。他方、“革命”によって独立を達成したということから、いかなる意味内容を込めるにせよ、“革命”ないし“革命的”という観念が政治の中心的なテーマになった。だが、多くは“革命”という言葉のフェティシズムにすぎず“デモクラシー”についても同様であった。

〔参加〕 「アイデンティティ」と並んで、独立革命が最も大きな影響を及ぼしたのはこの領域であろう。新世代“プムダ”の活動、政党およびゲリラ集団をつうじて政治に直接間接に関与する人間の数は飛躍的な拡大膨張をとげた。彼ら多数の政治との関わりがきわめて情動的で且つ規律を欠く“参加”であったとしても、独立革命を機に大量の人間が“政治化”したことは間違いない。そして参加の急激な拡大はそのまま政治に対する期待の急激な上昇を意味した。

〔浸透〕 新生共和国の弱点はこの領域で著しい。国軍が結成されはしたが、それは必ずしも政府の忠実な道具ではなく、かえって政治不安を生む一因でさえあった。政府の決定を執行すべき行政機構の整備はほとんど進展せず、オランダ統治期はもとより、日本軍政下と比べても統治権力の浸透能力は低い状態にあったと思われる。

〔配分〕 この領域は独立革命のさなかでは割合に「問題」化することが少なかった。外敵オランダの侵攻が問題の顕在化を押しとどめたのである。しかし全く問題が生じなかったわけではない。マディウン叛乱事件の背景因のひとつは明らかに、ハッタ内閣がインフレを防圧する緊縮財政をとり、このために兵員削減の除隊政策を進めたことにあった。一般に「配分」と「参加」は相関

関係にたつが、一旦独立が達成されるや、“革命”への参加が経済福祉にたいする要求になって現われることは不可避であった。ところが他方、日本軍政につづく革命動乱で経済活動の水準は低下しており、しかもオランダの権益は残された。したがって、革命後政府の「配分」能力は要求に比してきわめて限られたものでしかなかったである。

「アイデンティティ」と「参加」の水準は高く、対照的に「浸透」と「配分」の水準は著しく低い。「正当性」はその中間にあり、スカルノ＝ハッタの“二位一体”が代表する限りでは高いが、政府のレベルではあまり高いとはいえない。「問題」領域からみた独立革命期におけるインドネシアのプロフィールはおよそこのように要約できよう。

「問題」領域間のこのはなはだしい不均衡は独立革命自体が生んだものであるとともに、独立革命がよく遂行されえた理由の一半もこの不均衡に求められる。なぜならば、「アイデンティティ」の異常な高揚こそが「浸透」と「配分」の低さを相殺し、「正当性」を補ったからである。そして情動的な「参加」の急激な増大も全体としてみれば、明らかに要求発生よりも支持増大の方向に作用したのであった。このことはまた、革命期の新生共和国がどれほど多くその“象徴能力”——すなわち有効な象徴産出および予備支持の堀りおこしに依存していたかを示している（煽動家スカルノはエリート内部では、必ずしも卓絶した指導地位を認められていなかった。それにもかかわらず彼が大衆レベルで比類なき権威を蓄積し、確立しえたのには、“象徴能力”の占めるウエイトという、当時の背景が与って大きい）。

だが、いまや独立は達成された。武力対決の緊張感も高揚も、また耐乏もいずれは弱まらざるをえない。代わって、独立の“成果”にたいする期待と要求が前面にでる。最早や、これまでほど“象

徴能力”に頼ることはできないし、問題領域間の極端な不均衡は何らかの方向・方策においてか是正されねばならない。しかも一方で“革命”という特殊な体験は、政治が心情的にも訴えるものであるべきとする気分を生み、それは無視できない雰囲気をかもした。国際的な承認をえた独立国インドネシアの政治体系は1950年、この課題と環境のもとに発足、展開する。（つづく）

（注1）現在の国旗（紅白旗）はこの頃、世俗民族主義派の旗であり、国歌“インドネシア・ラヤ”はもともと青年会議のために作曲されたもの。

（注2）Legge, J. D., *Indonesia*, New Jersey, Prentice-Hall, 1964. pp. 129—131.

（注3）Dahm, B., *History of Indonesia in the Twentieth Century*, London, Praeger, 1971, p. 76.

（注4）この項全般にわたり、早稲田大学大隈記念社会科学研究所編『インドネシアにおける日本軍政の研究』紀伊国屋書店 昭和34年を参照せよ。

（注5）以下の記述は Yamin, M., *Naskah Persiapan Undang-Undang Dasar 1945*, Vol I, Djakarta, 1959. による。

（注6）蘭印治下にも外見上はそっくりのガルト事件（1919年7月）がある。ただ、この場合は生計の困難よりも、宗教的・政治的な事由が主因である。

（調査研究部）